

学校いじめ防止基本方針

平成26年3月18日起

令和4年3月31日改訂

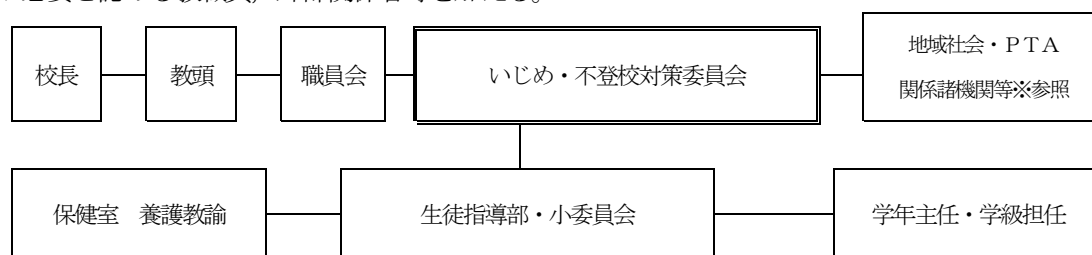
1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、法的にも被害者、加害者を生じさせる行為である。また、いじめはすべての児童に関係する問題である。これらの基本的な考えの下、教職員は日頃から小さな兆候も見逃さないように努める。いじめが発見された場合は、家庭や地域、関係諸機関と緊密に連携して、組織的に対応する。

学校は、児童一人一人が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が、「自分は大切にされている」という実感をもてるよう、認め合える人間関係を構築し、集団の一員としての自覚と自信を身に付け、仲間とともに人間的に成長できるように、学校・学級づくりに努めていく。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ防止対策組織として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、学校全体で組織的に対応する。同組織は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、全職員で構成し、必要に応じて、校長が必要と認める教職員、外部関係者等を加える。



(※) 警察・適応指導教室・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・主任児童委員・児童相談センター・子ども支援課・市少年愛護センター・地域ふれあい活動推進協議会 等

3 いじめの防止等に関する方針

(1) いじめの未然防止の取組

- ・ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ・ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む学級経営・授業づくりに努める。
- ・ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図る。また、体験活動を通して、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者または被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見への取組

- ・ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・ 生活アンケートや教育相談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・ 保護者にも記述式のアンケートを実施し、家庭との連携強化にも努める。
- ・ アンケートは一人一人回収するなど、プライバシーには十分配慮する。
- ・ アンケート結果は、管理職、生徒指導担当、学年主任等、複数の目で点検・確認する。
- ・ いじめに係る学校のアンケート用紙や相談の記録等は、原則、5年間保存する。
- ・ 心の教室相談員やスクールカウンセラー（SC）に相談しやすい環境を整える。
- ・ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ・ いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を開き組織的かつ迅速に対応する。
- ・ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・ 指導の方針や対応の進め方について、被害者・加害者保護者双方に伝え、協力を求める。
- ・ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで関わっていく。
- ・ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、「いじめを見過ごさない」「生み出さない」集団づくりを行う。
- ・ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署とも連携して行う。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめ・不登校対策委員会

- ・ 毎月定期的に全職員で「いじめ・不登校対策委員会」をもち、児童の実態について職員間の共通理解によるネットワークをつくって全校体制で指導に当たる。
- ・ 必要に応じて外部関係者（SC等）の参加を要請し、情報提供や指導・助言を受ける。

(2) 教育相談

- ・ 月1回「児童向けアンケート」を月末に実施し（4・7・12・3月は未実施）、悩みを抱えている児童に対し、教育相談を実施する。
学期に1回は、「全員」を対象として教育相談を実施する。
- ・ アンケートは一人一人回収するなど、プライバシーには十分配慮する。
- ・ アンケート結果は、管理職、生徒指導担当、学年主任等、複数の目で点検・確認する。
- ・ いじめに係る学校のアンケート用紙や相談の記録等は、原則、5年間保存する。

(3) 保護者向けアンケート

- ・ 1・2学期の教育相談の前に、「保護者向けアンケート」を実施する。保護者からの情報をもとに児童の理解を深めるとともに問題を把握し、指導に生かす。

(4) スクールカウンセラーを活用した教育相談体制

- ・ 児童問題や児童に関わる家庭問題等を県派遣スクールカウンセラーが支援する教育相談体制を確立し、児童本人・保護者・教職員が活用できるようにする。（事前予約制、窓口；保健主事・養護教諭）

5 重大事態への対応

- ・ 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- ・ 学校がいじめの事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・ 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ・ いじめに関する項目をもち込んだ、教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し（12月）、「いじめ・不登校対策委員会」等で取組の検証を行う。

7 その他

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページにも掲載する。

【重大事態の対応フロー図】

